

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの核燃料物質加工施設及び核燃料物質使用施設の保安規定変更認可申請に係る面談
2. 日時: 令和5年5月10日(水)16時05分～16時35分
3. 場所: 原子力規制庁10階会議卓 ※テレビ会議により実施
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門  
立元管理官補佐、本多主任安全審査官、水野係員  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
人形峠環境技術センター 廃止措置・技術開発部 部長 他5名  
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
  - ・人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定
    - 資料 1-1 保安規定審査基準と加工施設保安規定変更の整理表
    - 資料 1-2 加工施設保安規定変更と加工事業許可申請書との整理表
  - ・人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定
    - 資料 2-1 保安規定審査基準と使用施設保安規定変更の整理表
    - 資料 2-2 使用施設保安規定変更と使用許可申請書との整理表

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	令和 5 年 3 月 28 日付でご申請いただいた、日本原子力開発機構、
0:00:11	人形峠環境技術センターに、の、核燃料物質使用施設及び加工施設の保安規定の変更認可申請について面談を開催したいと思いますよろしくお願いします。
0:00:25	それでは、最最初に、こちら規制庁の水野です。開会後の
0:00:33	開催を、今回行わないということで、
0:00:38	2 点ほどお伝えさせていただきます。
0:00:41	現時点においては、公開の審査会合を行わずに、事務局によるヒアリングにて、本件審査を進める予定とさせていただきます。
0:00:52	一方で、事務局による審査が長期化した場合や、安全上の重要な論点が出た場合などは、公開会合を実施することとさせていただきます。
0:01:03	またこれらについては担当委員も了承していることとなりますのでよろしくお願いします。
0:01:12	それでは、はい。これより、ご提出いただいた資料をもとに機構の方からご説明をお願いいたします。
0:01:23	はい。原子力機構の東です。まず審査会合の件、ご連絡いただきましてありがとうございます。まずヒアリングで進めていただいたという形承知いたしました。
0:01:36	今日面談し今日は準備資料四つ準備しております。藤までは面談資料を用いてちょっと簡単ですけどご説明したあと質疑応答に入らせていただければと思います。
0:01:50	では人形峠のほうから説明よろしくお願いします。
0:01:58	はい井戸東郷の西浦です。聞こえますでしょうか。はい。聞こえております。
0:02:06	すいません。そうしますとお手元に資料用意させていただきました資料の 1-1、資料の 1-2、資料の 2-1、資料の 02 ということで、4 点用意させていただいております。
0:02:19	最初の資料の 1-1 と資料の 2-1、飯野を二つを最初に説明させていただきます。こちらの方は加工施設の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:31	審査基準と、使用の審査基準との比較ということでなっております。
0:02:37	まず概ね同じですんで資料1-1加工の方を基に
0:02:45	ご説明していきたいと思っております。まず資料1-1の1ページ目になります。
0:02:53	保安規定んは措置段階は加工規則の八条の第2項になろうかと思いません。
0:03:00	その中の2のですね、品質マネジメントシステムに関することということ等につきましては、こちらの
0:03:09	16分の1ページに記載してます通り、QMSです。
0:03:15	国へ関わる文章の階層的な体系に位置付けが明確にされていることということがありますので、今回
0:03:26	並行します。
0:03:29	恒設の16条を、ひずみレベル計画のところですが、その中で第4図、品質マネジメントシステム文書体系というものがあります。
0:03:39	そちらの中で文書体系すいません。
0:03:42	この一番子供を、
0:03:44	9番の統一でブースバンクを書いていますのでそちらを変更してまして。
0:03:48	さらに要望書の名称ですね、核燃料取扱
0:03:55	施設保守管理要領小核燃料取扱施設、施設管理用の日に変更するというところでしておりますので、この第2号のところは整備の必要ということでここ書かせていただきます。
0:04:10	続きます、
0:04:12	次のページ
0:04:15	16分の2ページになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:18	3号の排出に関わる品質マネージャーシステムに関することということで、
0:04:26	審査基準の方では廃止措置の実施に関わる組織等々が明確にということがよくありますので、今回
0:04:35	形の第5条の組織、職務のところを書いておられますのでそちらの変更になっているので対応させていただいております。さらに16条の先ほどの説明と重なりますけどもFIFAガイドシステムのところも、
0:04:53	第4図、比率のレベルの主体経営の
0:04:56	ところを書いてますんで、そちらの整理ということで出させていただきます。
0:05:02	次のページの上段の方もそれも引き続きいただけます。
0:05:06	つきまして3ページ。
0:05:10	本郷の敗訴ちいを行うものを、職務及び組織に関することということで、
0:05:19	本件も先ほど説明した通り、第5条の職務を変更しておりますので、そちらを整理を次載せております。
0:05:31	続きまして
0:05:34	少し飛びます、6分の5ページ。
0:05:39	第6号を、
0:05:43	荒戸町行うものに対する保安教育に関することをということで、
0:05:48	今回保安教育の本脅威くう訓練実施方針の対中急になりますが、その中で、ポツという表示を施設間というふうに変更しますんで、
0:06:02	そちらが変更になってますということで整備に記載させていただきます。
0:06:08	続きまして、7ページになります。
0:06:13	第9号、管理区域保全区域及び自然監視区域の設定並びに攻撃かかる立ち入り制限区域等に関することということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:25	(1)、管理区域キーを明示し、管理区域における他の、まず大友区、
0:06:32	こういうことがあると思うんですけど、今
0:06:35	宇井 46 条の維持管理区域のを、
0:06:40	条文の充実化を図るということで変更しておりますので、こちらを対比性上部に推移させてやると。
0:06:50	続きまして 8 ページになります。
0:06:54	第 11 号の線量を線量当量研究生物農業及び農政部市の方によって汚染されたもの表面密度をという項目になりますけど、
0:07:08	そこら辺を、
0:07:09	1 号で全体、(1) ですね、
0:07:13	防災業務従事者が受ける線量について線量限度を超えないための措置、括弧大瓶専用の管理の奥部ということが記載が求められてますので、今回
0:07:28	16 号を校正測定器等というところで構成する線量計測定装置の管理の変更をしておりますのでそちらも、
0:07:39	杉野町で記載させて、
0:07:43	続きまして、9 ページです。
0:07:46	同じ 11 号の続きですけど第 7 号のところ、すみません、下、(7) ですね、ALMの方で、
0:07:57	いわゆる今回 47 条で
0:08:02	若干映像を変更させて、変更させていただいておりますのでこちらを制御の中に引きつけて明確にして、
0:08:12	続きまして 12 号になります。次のページ 9 ページになります。
0:08:18	こちらは放射線測定器の間りー及び違法性の測定の方法に関するということになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:26	こちらのO型学校にですね、保存測定器、
0:08:30	の機能の維持の方法等について
0:08:35	定められますんで、本件、先ほど熟めますけど、16ページの構成測定器等の復旧を変更しておりますのでそちらを整理表に記載させていただいております。
0:08:49	やってるんで、こっち取り合って、
0:08:53	10ページになります。
0:08:57	19年度施設管理の関する事項ですが、
0:09:01	こういうふうに施設管理実施計画に物理スルー整備を等々を
0:09:09	記載を見直すと、さらには、施設管理有効性評価の追加等を行うために、変更されます。
0:09:17	ということで68条の生活実施計画の条文についてこちらに位置付けを整理させていただきます。
0:09:25	さらに今回施設管理の有効性評価及び改善の条文、そちらも位置付けを整理させていただいて、
0:09:38	ていうところ。
0:09:41	以上は加工施設の審査基準の比較を実施します。
0:09:47	2-1の主要施設の方の
0:09:51	次、資料になります、そちらの方の同様です。
0:09:59	工業の先ほどの学校と同じになりますので、説明を省略させていただきたいと思います。
0:10:07	続きます、
0:10:11	資料の1-2、資料2-2ということで、こちらは次、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:18	6条との整合ということで資料の1-2は、加工事業許可申請書の制御を、
0:10:25	資料2-2が使用許可申請書との整理をということで整理を準備させていただきます。
0:10:32	こちらの方を先ほど同様を確保しほぼ同様ですので加工を中心に説明させていただきますと思います。
0:10:41	まず、
0:10:43	1ページ目5条の職務の変更でございますが、これにつきましては、
0:10:50	事業部課の
0:10:52	本部、7品質保証に関わる必要な体制の整備に関する事項ということ等が記載があります。そこの中の6.2.1の一般ということで、
0:11:06	これに係る措置は原子力安全、
0:11:09	確実なものにするために必要とするよう明確値保安に係る組織体制を確保するというので、要求があります。それに対してこの規程報告第五条でS A、記載してますんで、
0:11:21	こちらについても整合を図られているというふうに整理をさせていただきました。
0:11:26	続きまして
0:11:29	2ページの第8条。
0:11:32	喀痰の色のところの、28号のところですが、これについては記載の適正化を図るものですので
0:11:42	さらには、技術のメリットを計画の所、メールも記載もありますのでそういう整理になると思います。
0:11:49	そして、3ページ。
0:11:53	日本上になります。
0:11:56	国立事業者検査の独立性の確保等という状況になります。こちらで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:02	運転管理上または施設管理という表記エイコスありますので、こちらについては、先ほどの
0:12:10	7 ポツの品質保証に関する記載企業分も 7.1 業務の契約のをどう括弧 1 のところで、保安に係る組織は加工施設ごとに、
0:12:23	運転管理、施設管理費等の業務のプロセスの 3%ありますのでこの表記の単語を用語に整合を図られているものと考えております。
0:12:35	続きますして本書。
0:12:39	四条を横切営業じゃない廃棄物保管ですが、
0:12:45	説明のところと書かせております。後藤と整合を図るもので今回あります。また恒設廃棄物への廃棄物の取り扱いを行う者や判定者、承認者です、そういう感じ。
0:13:00	続いて事業許可には記載はありませんので、
0:13:04	後変更に関する該当する箇所はないかというふうに整理をすると。
0:13:11	続きますして、5 ページ。
0:13:14	46 条 1 時管理区域になります。
0:13:18	こちらにつきましても事業カーの中には、一時管理区域に関する記載はございませんので
0:13:32	続きますして 6 ページになります。
0:13:38	施設課、68 条の施設管理主計架空の策定に関する情報ですが、本件につきましては、ギエー。
0:13:49	7 ポツの品質保証に関する事項の記載、7.1 業務の計画、そちらに書いてます。両括弧 1 のゆ施設管理に関する事項。
0:14:02	あと聾学校に両括弧 3 ということでこちらに書いてある通り個別業務の施設管理に関する事項を明確にしなさいという要求に対してこの 60 で明確にしているということで整合を図られているものと考えております。
0:14:17	69 条につきましては全、前条先ほどの 68 条との整合他のものですんで終結です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:14:26	構成中、7ページの
0:14:30	施設の有効性評価改善ということでこの中、追加している状況でございます。
0:14:37	これに関しても先ほど68条と同様で
0:14:42	あります。
0:14:44	ちょっとごめんなさい。
0:14:47	こちらについては、
0:14:50	5.5を5.5を責任権限を、この5.5、5.5. 33社というところの中で
0:15:05	明確にしていくということが求められておりますのでこちらにつきましても事業化と整合が図られているものと考えております。
0:15:16	続きまして、8ページ。
0:15:21	75条と76条につきましては、記載の適正化を図るものです。有効と提言という形では該当何かあります。
0:15:31	続きまして9ページに
0:15:34	来年度比率をマネジメントをした文章の体系図になりますと、
0:15:41	こちらについては品質保証に関する付帯事項の
0:15:46	4.2ページ一般の
0:15:49	秒間A-Aを、
0:15:52	プロセスの効果的な計画運用を、藤堂の
0:15:57	王道を示しておりますんで、こちらも事業部、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:07	続きまして 11 ページ。
0:16:10	違う所の拡大の最大規模の記載です。こちら
0:16:17	去年までの表記を一部削除するという状況ですので、事業部か、3 本部の 3 本ですね、
0:16:28	阿蘇山転機になります。学校施設の位置、
0:16:32	構造及び設備の、ございます。昨年の水の貯蔵施設の構造及び設備のところに書いてある表と表記が同じになりますので、制度を考えると、
0:16:48	つきまして 19 日、
0:16:56	線量計測定装置の記載の位置付けを個人被ばく管理から総合管理起動するという記載になります。
0:17:06	本件につきましては事業部会の中で、線量計測定装置の管理に関する事項学生ありませんので、本件も許可との整合ということでは問題ないという感じ。
0:17:18	次、13 ページ、19 号の本教育の実施方針につきましては、運転管理施設管理等評価に書いております。これにつきましては
0:17:30	品質保証に関する記載事項の 7.1 の業務の計画、そこの運転管理施設という表記、用語と整合を図られていると考えております。
0:17:43	はい程度でございます資料につきましても、同様の当市の導入期に入れておりますので、
0:17:55	説明は省略させていただきたいと思います。はい。簡単ですけど以上を説明させていただきました。以上であります。
0:18:08	議事録規制庁の水野です。ご説明ありがとうございます。衛藤。
0:18:13	一新させていただきたい件があるんですが、
0:18:18	使用施設、
0:18:20	方になるんですけれども、
0:18:24	B、ていうん。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:32	資料 2-1。
0:18:35	いいですよ。
0:18:37	もう、14 ページのところなんですけれども、
0:18:46	等、準証拠の設備。
0:18:50	のところ*のところ、事項の休日及び設備機器の停止時を除くという書き方に変更されて、先行する予定だと思うんですけれども、
0:19:03	設備機器の停止時は定期的な巡視等を行わないのですかって、普段その管理されるときは、どのように管理されているのでしょうか。
0:19:21	はい野島です。この寿命の*、ここは金庫の表の頻度を1日、1階の部分の
0:19:33	ところになります。
0:19:36	1日1回で遵守を常にしておるわけですけど、
0:19:41	当然設備機器が停止をしてしまうと全然動いていない掲示状態になりますので、停止している設備を遵守を
0:20:06	聞こえなかった。
0:20:08	元気っすちょっと何か、ちょっとハウリングかなんかして質問が多分聞き取れなかったので、申し訳ないですけどもう一度ご質問してもらってよろしいですか。
0:20:21	原子力規制庁の水間です。もう一度話せ質問させていただきます。資料 2-2 の方の 14 ページで、
0:20:34	第 10 表があるかと思うんですけれども、こちらで*のところ、機構の休日及び設備機器の停止時を除くっていう、
0:20:45	ことで新野瀬変更申請前は休日のみで、設備機器の停止時というものが追加されているかと思うんですけれども、
0:20:56	通常、
0:20:58	定期的な巡視等を行わないのでしょうか。江藤、普段管理される際はどのように管理されているのでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:15	兵頭久野泉谷です。本件につきましては運転中をここに示します通り 1 日 1 回の定期的な
0:21:25	点検ですね、従事を行うようにしております。
0:21:29	そういう趣旨でよろしいでしょうか。
0:21:35	運転されている時、院長規制庁の水間です。ご説明ありがとうございます ず運転時については
0:21:42	1 日 1 回以上ということで C A B R I 繰り返したのですが、運転していない 停止している時の設備等の管理等はどのようにされているんでしょう。
0:22:00	あるい受講の芝です。
0:22:04	研修している場合につきましては、今はその呈してる状態を、外観を点 検しております。ですから、
0:22:16	言い方悪いですけど、非常に何も無い静止しているものを、点検してい ると、記録を作っているという格好になります。
0:22:25	以上です。
0:22:31	飲食規制庁の水野です。ありがとうございます。では停止時は外観点検 で異常がないことを、かどうかっていうのが記録されて、
0:22:40	いて、衛藤、ちなみに頻度というのはどの程度でしょうか。
0:22:47	深見西村です。本件に書いてます通り 1 日 1 回という要求がありますの でその頻度で停止している設備を確認しているのが現状になります。
0:22:59	ありがとうございました。はい。院長規制庁の水間で承知しました。あ りありがとうございます。
0:23:08	原子力規制庁の水野です。もう 1 点あるんですけども、
0:23:15	資料 1-1 と資料。
0:23:19	2-1 なんですけども、資料 2-1 ですと、7 ページあたりで、
0:23:32	資料 1-1 ですと、8 ページあたりなんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:43	放射性測定器等についての記載があると思うんですが
0:23:49	後、
0:23:51	主要施設の方は、外部被ばく管理用と記載されていて、
0:23:57	加工施設は被ばく管理用と記載されているのですが、
0:24:03	もうわざとこう書かれているのでしょうか。C、
0:24:42	定常号炉ニシムラです。まず資料の1-1につきましては、ただ、決まる完了というふうに書いてます。
0:24:52	こちらにつきましては、お手元に新旧と処理を、加工施設の新設であれば、
0:25:00	15分の12ページの16ページの興味になりますけど、そこに、被ばく管理という表記になっておりますので、そちらでは被ばく管理をというふうに記載をさせていただいております。一方、資料2-1につきましては、過去、
0:25:19	消費税の合計の変更認可申請庭園つきますと、新規の対照表が18分の13ページになります。
0:25:30	こちらのところに
0:25:33	線量計測定装置の使用用途を、右側のところに外部被ばく、というふうに記載がありますのでこちらは概略というふうに書かせていただいて
0:25:44	先ほどの整理表については、そのような違いが発生しているというふうにご理解いただきたいと思います。以上であります。
0:25:54	200規制庁のミズノで承知しました。ありがとうございます。
0:26:03	本藤さん何かございますか。
0:26:10	あ、はいじゃちょっと、そんなでございます。成長の本なんです。
0:26:16	これは確認だけです資料1。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:20	-1、2-1-2 か、1-2 で、
0:26:24	この加工事業許可申請書と保安規定の変更の比較なんだけど、
0:26:30	ここのところで
0:26:33	保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項という ことで、
0:26:39	この
0:26:42	例えば今僕見てもろ 13 分の 6 ページですけどこういうところ出てきま すけどこれあれですよと、届け出。
0:26:50	された内容っていうことですよ。結局、その許可との関係で届け出さ れたんだけど、そういうことでいいですよ、届け出の内容と余ってま すよという、
0:27:04	現状通りです。本件につきましては令和 2 年の 4 月の補強改正に伴いま すですね、届け出を R2 年の 4 月 22 日に変更を追加して届け出をさせ ております。
0:27:22	はい。当然ここにあるということになります。はい、承知しましてあり がとうございます。
0:27:29	ちょっと何だっけ。いや何でかちゅうのはわかっているんだけどその 子、右端の、
0:27:37	右端の、
0:27:39	加工事業説明のところ加工。
0:27:43	次を。
0:27:44	とか申請書と整合を図られているっていうと、加工事業許可申請書って のは我々審査したことないから、その
0:27:52	思っただけなんで届け出がすなわち加工事業のね
0:27:56	値斉唱に対する届け出なんでつじつまが全然合ってるんでいいんですけ どちょっとぱっと見て、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:03	バレエと思っただけなんで確認させていただきましていただきますありがとうございます。ありがとうございました。
0:28:07	これでもう1個ちょっとこれは確認したいんだけどちょっと今わたし共用共有させてもらっていいですかね。どうも。
0:28:33	これ今今日これご覧なってます。
0:28:37	はい。見えてます。
0:28:39	大丈夫。はい。
0:28:42	保安規定の審査資料っていうことであって、3、3、3種類あって、
0:28:49	この、今回この三野東郷さん
0:28:53	確認書がないかなと思うんだけど、
0:28:57	これですね。ないです。中身はこれ。
0:29:09	全部。
0:29:14	これはこの前の、この場でねカクサケンの保安規定もやっぱり同じ変更内容を変更してて、その時の面談でね、面談資料としていただいているものなので、これ27日だけ。
0:29:29	27日に、
0:29:31	やっているんですで公開されていると思うんでちょっとそれをご覧になって人形峠版を、これいただけないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。
0:29:47	電力の遠藤峠の千葉です。
0:29:50	本件この3件の資料を作るに当たりまして当時を振り返りこの3点を作ると、まず1点目が、本件の審査基準との整合ということで、まずこれはわかります。2点目は、許可との整合というか、それが2点目になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:08	はい。これ今3点目に言われている確認すべき事項も、この論点につきましては、当時、地を許可、事業許可中国がですね、
0:30:18	許可を変更したときに、どういうところを反映すべきですかという確認ということで整理をしているものであったと思います。ですから、これ、ちょっと言い方失礼なんですけど、
0:30:31	かつ、拒否していないのにこれ出してるっていう、ちょっと私がちょっと理解しづらくて、
0:30:40	その通り、その通りです。つまり、これは許可反映なので、
0:30:47	この元となる許可との整合とか、その元となる変更許可の内容と保安規定のそのす関係を整理したものの。
0:30:56	ごめんなさいだニシムラさん今回のやつは許可関係ないんで、
0:30:59	てことですね。
0:31:01	変更許可を今回してますので、失礼しました。はい。そういう整理で今回の2件の整理で設定させていただきます。すいません。その通りです。
0:31:11	すいませんちょっと今までが許可ファンへの介護、
0:31:14	保安規定変更ばかりだったんで、すいませんこの3点目が必ずいると、ちょっと。
0:31:19	切り込んでいます。失礼しました。ですんで、だから、
0:31:23	今回の法案、
0:31:25	人形神戸の方に規定変更は前、前伊井から前段となる許可の変更はちょっとないので、3点目は不要ということです。
0:31:35	ちょっとそういうことなんで今回は3点目が結構ですすいません。
0:31:39	失礼しました。
0:31:41	どうも。ありがとうございます。ごめんなさい。私は以上です。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:31:48	ありがとうございます。
0:31:51	向こうの方から何かございますでしょうか。
0:31:58	減少機構の東です。まだ人形峠の方向何かござ何かありますか。
0:32:09	人形峠濃度、今まで一緒ですけど特にのところからはありませんが、今後のスケジュール感で言えば今後審査を進めていただいてまだ議論等からまたご連絡いただいて面談は適時行われるというような、
0:32:23	いわゆる守ってる状況にということでよろしいですよねということなんですけど。
0:32:29	梁規制庁の水野です。ご認識いただけてる通りで今後審査を進めさせていただいて、また疑問点等ございましたらこのような形で面談のほうを実施させていただければと思いますのでよろしく申し上げます。
0:32:47	了解しました。
0:32:50	はい。私は減少機構の東ですけど、私からも、私からは特にございませんので機構として特に確認事項はございません。以上です。
0:33:02	はい、ありがとうございます。
0:33:11	それでは面談の方は終了させていただければと思いますありがとうございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。